平成２１年（フ）第１２３３号
大阪府泉南郡熊取町大久保北１丁目６番10号、前住所大阪府泉佐野市長滝1129番地の１
債務者　エステイン・ヒトミこと　池田　仁美
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７号
大阪府貝塚市小瀬１丁目32番10―102号、前住所東京都豊島区南池袋１丁目３番11号
債務者　堺澤　直子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
大阪府泉南市中小路２丁目769番地の１関空泉南ハイツＩＢ―307号
債務者　山田　義一
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
大阪府阪南市自然田1517番地の25
債務者　佐野　正幸
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
大阪府岸和田市山直中町1031番地の４
債務者　一筆　信行
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
大阪府阪南市黒田517番地
債務者　山本しのぶ
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
大阪府泉南市樽井５丁目32番４号
債務者　幸前　寿剛
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
大阪府岸和田市下松町943番地の５フローラ桜ヶ丘Ａ棟201号、前住所大阪市平野区平野西１丁目２番13―805号
債務者　北田　洋治
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
大阪府和泉市唐国町１丁目11番31―105号、前住所大阪府和泉市内田町３丁目９番37―19号
債務者　日置　　恵
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
大阪府泉大津市池浦町１丁目21番25号、前住所大阪府泉大津市助松団地２番41―206号
債務者　山田　裕司
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
大阪府泉佐野市高松南１―２―15レオパレス高松106、住民票上の住所大阪府泉大津市東助松町４丁目６番15号
債務者　植田　壮哉
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
大阪府泉大津市昭和町８番12号ブルガー光
債務者　太田　文彦
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
大阪府貝塚市津田北町17番２―105号
債務者　木村　貴之
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
大阪府和泉市黒鳥町４丁目５番11号
債務者　塩山　　猛
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅13棟205号
債務者　野﨑　敦子（旧姓古家）
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
兵庫県加東市沢部709番地２　沢部雇用促進51―308号
債務者　原田　真帆
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６号
兵庫県加東市下滝野1359番地50
債務者　坂本菜穂美
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第４９２号
香川県高松市屋島西町2475番地１　公団住５―502
債務者　佐藤貴代子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係